

契 約 書

三重県警察（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 契約事項 | レンタカーの賃貸借（単価契約） |
| 2 内容 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 納入場所 | 甲が指定する場所 |
| 4 契約単価 | 別添「契約単価表」のとおり。 |
| 5 賃貸借期間 | 別添仕様書のとおり。 |
| 6 契約保証金 | 免除 |

（目的）

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、仕様書の車両（以下「契約物品」という。）を甲に賃貸し、その保守の責めに任じ、甲はその対価として第3条に定める金額を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 徴収免除とする。

（賃貸借料金）

第3条 契約物品の賃貸借料金（以下「料金」という。）は、第14条のとおりとする。

ただし、賃貸借期間の中途において本契約が解除された場合、又は乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約物品を使用できなかった場合、料金は次式により算出した額とする。

$$\text{料 金} \times \frac{1}{\text{賃貸借期間の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{賃貸借日数}$$

（料金の改定）

第4条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（契約物品の保守）

第5条 乙は、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、甲の請求により直ちに良品と交換するなど、甲の業務に支障の無いよう、可及的速やかに回復させなければならない。

ただし、契約物品の調整・修理・部品の交換等の原因が甲の責めに帰すべき事由にある場合は、その費用は甲の負担とする。

(契約物品の改造等)

第6条 甲が、契約物品の改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取付を行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(賃貸借物品の引渡し)

第7条 乙は、甲が特別に指定する場合を除き、契約物品を甲が指定する日までに表記納入場所において甲に引渡しをしなければならない。

2 引渡しは、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した契約物品を受領することにより完了するものとする。

3 契約物品の引渡しが完了したとき、乙は、甲宛てに引渡完了書等の書類を提出しなければならない。

4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

(引渡検査)

第8条 乙は、契約物品を引渡ししようとする場合、あらかじめ希望検査日時、場所、契約物品及び数量等必要事項を文書等をもって甲に通知し、双方立会の上検査を受けなければならない。

2 引渡しする契約物品は、全て仕様書のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、業務が履行されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第22条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各

号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として仕様書記載の年間賃貸借予定延べ台数のうち未賃貸台数に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約単価に仕様書記載の年間賃貸借予定延べ台数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を外税で加算した額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条

第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、**契約単価に仕様書記載の年間賃貸借予定延べ台数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）**の100分の10に相当する額のほか、**契約単価に仕様書記載の年間賃貸借予定延べ台数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）**の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、**第9条第4項、第11条第1項及び第2項**の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、**第9条**第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第13条 乙は、本件業務の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(料金の支払)

- 第14条 乙は、賃貸借料を算出(別添「契約単価表」に記載の契約単価に賃貸借した数量を乗じた合計額に、消費税及び地方消費税を外税で加算した額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額))し、賃貸借終了日の翌日以降に甲に書面により請求するものとする。
- 2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から、30日以内(以下「約定期間」という。)に当該金額を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第15条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に第14条に定める賃貸借料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約物品の返還)

- 第16条 甲は、契約の履行終了又は解除によって契約物品を乙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取付を行っているときは、現状に復して返還するものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)、又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書き

に基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じる。

（契約不適合責任）

- 第 18 条 甲は、契約物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第 2 項及び第 3 項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求させることができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第 1 項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（秘密の保持）

- 第 19 条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第 13 条第 1 項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、津地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 21 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第 22 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第 23 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第 24 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市栄町一丁目 100 番地
支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官 敦澤 洋司

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第11条に定める事前承認後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が三重県警察に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他三重県警察が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別添

契約単価表

賃貸借品目		予定 数量	単位	単 価
①	5 人乗り普通乗用自動車	204	台／日	円
②	7 人乗り普通乗用自動車	20	台／日	円
③	8 人乗り普通乗用自動車	175	台／日	円
④	軽四輪自動車	32	台／日	円

※ 上記単価には、取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。